



414  
A 3392



其國古老之口碑 往古滿願之頃 其地之居民修之

何處之水防相勤之府 且委地子令允許之武田家證文之書也  
今も尚多

洪水大破の時 遠近之民を役す竹木も 領主之

山林を伐採せし出さし申す 考者有司指揮し之人民之

役する所也 費用等 之ゆへ 古子保中 柳沢氏書之

後 幕府之縣令 及其頃 多御一橋 在 私田之各

自他境場あり 廣く 人吏を役する 不亦 利有多きを

大正十一年四月  
大隈侯 寄贈

國中全斌を以てむ

刈川除却申割と云ふ可なり井田説と云々作近世の事説貴言文

近く元治の頃と格別之洪水あり諸侯之傳並諸侯  
右全斌を以てあり

昔と年乃費説ニ云々位

然るに旧幕末年度悉即辰に大水且米價其外  
格別沸騰よりして二万金を費せし物も昔に法

不精故空々大金を費し民力を尽し堤防全を以て  
是有司之不巧者と誠吾等之故也

一堤防造築之法其理を不承れ所謂頭上之蠅を  
逐ふのこと甲州龍王の幅田に余も谷を川の堤  
其河原よりあり砂を用る築故一通り見たり多  
魏然なる山に如く多れき一古く水利多し利日之  
水の如く良時不潰とを得たり今是を処置する

法能令去取場所少一遠くともまゝおと硬きを撰て

昔一徳沢藩山にうつるに有る三枝揮て減着造築

藩山曰く世に堤の上ニ繩張一河留ニある事ハ向付人様止  
おを多たすり多故ニ堤堅固なるん大事の堤ハ去取場所ニ繩張一何有  
何有此の向付人様止ニおをまさせ堤の上ニハかきの上より何有  
見申るより一堤の中ニ望ニ繩法一一言ハかきつやせもさせよつこ  
だけ一廻り拾て後又つ言もさすりさるニ減着の去取をささるん  
あり一サ本又ハ朽木片のかぶまんもまぬの節ををれの節を後人  
一何てもおきりさるものあれいよるナニたりと故ニ

取往古に如く人夫を役して役夫の里より造詣場所

遠近ニ意一持持米を賜一是古にまきりしられ共

一のせされハ今の時節ニ役夫難出され之は法に

お石を運持させ弱者ハ鋤をそ外相徳に役を免一

只一有司ニ者誠意を以村長役夫等一得と教さす一

つ故築する堤自然に山に如く真ハ石塊に憂多きるを

得る會得さす一

六九七 帛れい 毎小存を淑一 昔いりてを存を計へ  
出精し多寡ニ効一 賞法を多し 林稻委曲 虚言の法あり  
誠者ニ出され小民ノ貫徹一 一

一 川流之屈曲 被幣を洞見一 在来ニ堤を退け水幣之  
鋭を輝けし 其益多きも 有又堤之田園多寡を計り  
其居民ニ諭一 民力の不能所を賜ふも一

是を古名 尚書清と云ふ 堤令の費百金の処に 三十金又三四十金  
賜ふの於て 其里の貧民ニ効す一

甲斐國之人 氣不良と云ふ事 象口常語なり 誰れおらん

其國四周高山 嶽山氣不渙散を以 偏固別直ニ多  
随分傑出之人 枚もあれ共重ニ 忠直故 偶行非悪巧  
者ありては 是を抑むすることあり 其れ彼の毒を更  
難治する者多し 一 最愍然心之 至ニ 毒被皆徒 凌誇す  
又け故 太平多年 漸ニ 蠱弊を生 一 里心 家長ニ  
奸毒云つり 其れ 旧幕中 迄 防ノ 費多 彼徒  
及川吏之 口腹ニ 階出る 事あり 加ニ 官ノ 采る 愛不足と

唱へて課金を出さしむ小民之困窮を計つて  
右當今堤防之費教多し

官より賜ふ及りし有司誠心誠意を教ふ  
國民を教ふ是を今軍役をせしむ民を教ふ  
有司之所憂ふ仍て小民邑の家長之好毒を免まはせ  
悦び教ふ走る有司誠心誠意を以漸進を盡し  
洗ひ川床に泥くまり堤防は高くなりて國民の困窮

官の明断を有し甲申田圃の息を止む  
豫め川を治るは追々木を植ふるを以て  
盛んありし其の基あるは是れ年々之費を  
減簡し川除を請ふ一則先づ言上を謹言

己  
八月



